

令和3年2月5日から
令和3年2月5日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和3年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（2月5日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第1号 専決処分した事件の承認について	5
議案第1号 土地の取得について	7
議案第2号 標茶町ふるさと寄附基金条例の制定について	10
閉議の宣告	12
閉会の宣告	12

令和3年第1回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年 2月 5日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第1号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第1号 土地の取得について
- 第 6 議案第2号 標茶町ふるさと寄附基金条例の制定について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 5番 熊谷善行君 |
| 6番 鈴木裕美君 | 8番 深見迪君 |
| 9番 本多耕平君 | 10番 黒沼俊幸君 |
| 11番 鴻池智子君 | 12番 後藤勲君 |
| 13番 菊地誠道君 | |

○欠席議員（1名）

- 4番 松下哲也君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 佐藤吉彦君 |
| 副町長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 村山裕次君 |
| 保健福祉課長 | 石塚剛君 |
| 農林課長 | 長野大介君 |
| 観光商工課長 | 三船英之君 |
| やすらぎ園長 | 中島吾朗君 |
| 教 育 長 | 島田哲男君 |

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長 中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから令和3年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
1番・渡邊君、 2番・類瀬君、 3番・長尾君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。新型コロナウイルス対策としてのワクチン接種に係る業務委託等の緊急的な費用の追加。また、ふるさと納税について、昨年末にかけ多くの方にご寄附をいただいた結果、返礼品・手数料の費用が不足する見込みとなったことから、1月21日付で専決処分を行いました一般会計補正予算について、ご報告申し上げ、その承認をいただくとともに、財産の取得の議案及び標茶町を応援するため

に寄せられたふるさと納税の寄附金を適正に管理することを目的として新たに基金条例を制定したく、そのご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

令和2年第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

このたび、地方自治法第180条に基づく専決処分を2件行いましたのでご報告いたします。

1件目は、事故に伴う損害賠償で、令和2年12月24日、路線バスオソベツ線を運行中に標茶町農協前で乗客を乗せ出発した直後に、正面玄関に設置されていた簡易スロープに左前輪が乗り上げスロープを損傷させてしまったものです。幸いにも乗客や運転手に、けがはありませんでした。

事故原因につきましては、バスの発進時に、簡易スロープの回避が不十分だったことが考えられます。

日頃から、バスの運行の受託業者に対しては、事故の未然防止、安全運転の徹底や安全対策等を講じるよう指導を行ってきましたが、事故再発防止のため、安全確認の徹底について、改めて指示・指導を行ったところです。

今後は、より一層の事故の未然防止や安全対策の徹底に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2件目の専決処分も同じく、交通事故に伴う損害賠償で、令和2年10月26日、デイサービスセンターのワゴン車が利用者を送迎するため、町道富士本通線を石川十字堂側から桜方面に向け走行していたところ、旧吉岡組事務所跡側から走行してきた乗用車が信号のない交差点に進入し、ワゴン車の左フロントバンパーに衝突したものです。デイサービス利用者は乗車していませんでしたが、乗車していた職員2名は病院を受診し、けがもなく、また、相手方の運転手もけがはなかったと伺っております。

事故原因につきましては、相手側に一時停止の義務がありましたが、停止せず進入したことが原因と考えられます。この事故による過失割合は15対85と相手方に相当の過失がある事が認められております。

不測の事態とはいえ、職員に対し交通安全の励行や安全運転の徹底を常日頃より指示してきたところであり、今後におきましても、より一層の事故の未然防止や安全対策の徹底に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第1号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第10号）の専決処分であります。

令和2年12月の予防接種法の改正により、新型コロナウイルスワクチンが臨時接種に定められ、市町村事業として位置づけられたことによる経費の増額と昨年12月開催の第4回定例会において可決いただいたふるさと寄附金が1億円を超えることとなったことから、追加の費用を補正したいというものでございます。

内容でございますが、ふるさと記念品贈呈事業1,200万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業412万8,000円の増額でございます。

なお、本件は1月21日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしくお願ひ申し上げるものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第10号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の標茶町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第10号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,612万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億1,612万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいま

の説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第1号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 8ページの衛生費の1款1項2目12節、委託料304万円とあります。先ほどの説明で、ワクチン接種の関係だと思うんですけれども、具体的にどのような形でワクチン接種を進めるのか決まっていたらお知らせいただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、いまのところ集団接種という形で進めていきたいと。場所としてはふれあい交流センターを考えてはいるのですけれども、短期間に集中的に大量の接種を行うためには集団接種という形で対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） もう一つ聞きたいんですが、今、日本は確かアメリカのファイザーとイギリスのもう1社の両方を入れるという話ですが、標茶町はどちらを選択されているのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） まだ正式に決まってくるわけではございませんけれども、今、本町にも国のほうから超低温冷蔵庫というものが配備される予定になっております。それはマイナス75度対応の冷蔵庫ということで、今、報道等で一般的に知られているファイザーというのがまず最初に入ってくるであろうというふうに想定しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎議案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第1号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は土地の取得であります。取得しようとする土地は、本町の雄大な自然環境と釧路湿原国立公園を望むサルボ展望台を含む貴重な観光資源であるとともに、塘路湖及びシラルトロ湖の水質保全と土砂流出の防止など、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させ、将来にわたり地域の環境保全を維持するために必要な土地と判断し購入するもので、購入にあたりましては、土地開発基金をもって対応しようとするものです。

以下、内容について議案及び議案説明資料とあわせてご説明いたします。

議案3ページをご覧ください。

議案第1号 土地の取得について

町は、下記の土地を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得財産の表示及び数量、所在地 川上郡標茶町字塘路18番2 他29筆。地目、山林他。面積 計442万7,034平方メートル。内訳は後ほどご説明いたします。

2 取得予定価格 9,818万1,043円。

3 取得の相手方 住所 大阪府中央区備後町1丁目5番15号。氏名 株式会社アッシュファブ。代表取締役 荒木祥平。

次ページをご覧ください。

取得用地30筆の内訳となっております。

1番、所在 標茶町字塘路18番2、地積59万3,339平方メートル、地目、山林から30番の標茶町字塘路398番、地積3,244平方メートル、地目、雑種地までの30筆で合計の面積が442万7,034平方メートルとなっております。

次に、議案説明資料により補足説明いたします。

議案説明資料の表紙をめくっていただきたいと思っております。航空写真兼地番図となっておりますが、30筆全ての土地を表示すると大変大きな資料図あるいは資料が何枚にも及ぶこ

とから面積の大きな土地を表示しております。

取得する土地の概要につきましては、国道391号線の左側に位置し、上はシラルトロ湖、下は塘路湖に挟まれ、サルボ展望台や遊歩道が整備された第二種、第三種特別地域の土地、19番1、19番5とその右側に位置する第二種、第三種特別地域となっている土地、19番6、19番7と国道391号線の右側に位置し、塘路湖の北側に面した第二種、第三種特別地域となっている土地、18番2及びこれらの土地の奥に広がる普通地域となっている20番2から20番111までの土地となります。

全体的に様相は、ほぼ森林となっております。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今のご説明でほぼ森林となっているというご説明がございましたが、取得価格のうちの森林の価格に置きかえたらどのくらいになりますか。わかれば教えてください。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

立木の価格でございますけれども、4,933万2,000円。それに消費税相当額493万3,200円を合わせた金額となっております。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今の木代金の分ですけど、これ材積は何立米か、それからその材積の算出方法について、当初と違いがあるのかないのかという点も含めて。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず材積の部分につきましては、カラマツ2,376立米、天然林が384.41立米となっております。算出方法でございますけれども、今回、標準地調査法によるものでございまして、調査対象地、今回取得する土地のうち標準地というのを16か所設定しておりまして、標準地というのが、20メートル四方、400平米。ヘクタールで言うと0.04ヘクタールです。

その中の全ての立木の高さ、種類、胸高直径を計測しまして単位面積当たりの材積を求めて、それぞれの標準地の立木調査結果からだしたものに対して、あと小林班ごとにあつた1番近い標準地の面積に材積を乗じて算出しているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 一つ確認ですが、カラマツについては2,376立米、天然林については384というふうにお答えになったかと思うのですが、それは間違いはないでしょうか。

それと以前、議会に対して情報提供をいただいたときよりは金額が全体として増えていますが、そのときの材積の算出方法と今回というのは何か差があるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） すみません、天然林を間違えていました。まずカラマツ2,376立米で天然林は2万6,552立米でございました。失礼いたしました。

前回の全員協議会の部分との材積の差ということなんですけれども、全員協議会のとき提示した額の部分については、単位面積当たりの材積はだしてないわけですし、小林班ごとの樹種、林齢などというのを森林調査簿とか航空写真と現地を確認して、単位面積当たりの単価というのをを出していただいておりますので、材積というところでは比較はできない状況でございますけれども、当初の評価額4,584万7,600円というふうに算出してございまして、その価格の差で言うと、今回と348万4,400円ということで7%ぐらいの増加という形になっております。

一般的に立木の取引でいうと、当初やっているような単位面積当たりヘクタールいくらかという形で見立ててもらおうというのが一般的だというふうには伺っております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そうすると以前示されたおおよその金額と今回の契約金額との差というのが、立木に関してというよりは、地代金そのものが上がったというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

土地の代金自体については、全員協議会で提示した額と変わってございません。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 農林課長から答弁がありましたけれども、補足をさせていただきます。

以前に情報提供した価格との差ということでご質疑をいただいているわけですが、当初の評価額、それから今回の評価額、それについては、土地については変わってございません。立木について詳細な調査をした結果、価格が変動しております。

実際の契約に関する価格なんですけれども、それにつきましては評価額をもとに交渉を行った結果、評価額よりも下の価格で前回は合意を得ていた、そういうところで実際は差が生じているというふうに理解しております。土地の分だけで申しますと、当初の金額については、3,900万円ほどだったのですけれども、今回は評価額どおり決したということになってございまして4,300万ほどになったということで、土地の分の差額について479万5,843円が結果的に契約額が変更になったということになっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第2号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町ふるさと寄附基金条例の制定についてであります。

本条例は、寄附金の適正管理と寄附者の意向を反映した施策の財源に充てるために基金を設立したいというものでございます。

寄附募集に当たりましては、平成30年8月に要綱を設置しているところでございますが、寄附金額が今年度1億円を超えることとなったため、寄附金の使途等の明確化を図るため、基金に積立を行い、事業費に充当していくというものでございます。

なお、本条例には規則を制定する予定はございません。議案書5ページをお開きください。

議案第2号 標茶町ふるさと寄附基金条例の制定について

標茶町ふるさと寄附基金条例を別紙のとおり制定するものです。次のページをお開きください。

標茶町ふるさと寄附基金条例

第1条は、設置に関する規定で、寄附金の適正管理と寄附者の意向を反映した施策の財源に充てるために基金を設立したいというものでございます。

（設置）

第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき標茶町にされた寄附をいう。以下同じ。）により、寄附された寄附金を適正に管理し、寄附者の意向を反映した施策に活用するため、

標茶町ふるさと寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条は、積立てに関する規定で、寄附金額から記念品贈呈に係る費用を除いた額を歳出予算に計上し、積み立てるものです。

（積立て）

第2条 基金に積立てる額は、ふるさと納税による寄附金額から、記念品贈呈に係る費用を除いた額に基づき、予算において定める額とする。

第3条は、基金の使用に関する規定で、使途指定された事業の費用にあて、使用する場合には歳入に繰出し、歳出として使用するものです。

（基金の使用）

第3条 基金は、寄附者がふるさと納税をする際に指定した事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰出し、その歳出として支出するものとする。

第4条は、基金の管理に関する規定で、保管の方法について規定したものです。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第5条は、運用益の処理に関する規定で、基金の運用から生じる収益の取り扱いについて、規定したものです。

（運用益の処理）

第5条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第6条は、基金の繰替運用に関する規定で、その運用方法について規定したものです。

（繰替運用等）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳出現金に繰替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰入れて運用することができる。

第7条は、この条例の委任に関する規定です。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。附則ですが、

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行するというものです。

（経過措置）

2 この条例による基金への積立ては、令和2年4月1日以後の寄附金について適用するというものでございます。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和3年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前10時36分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地 誠道

署名議員 1番 渡邊 定之

署名議員 2番 類瀬 光信

署名議員 3番 長尾 式宮